

# その他支援事業

1 - 01

創業・ベンチャー・経営革新

創業、新分野進出のステップとなる場を提供します

**シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス**

独創性や挑戦意欲に富んだ創業者、新たな事業分野へ進出しようとする個人・法人などを対象に入居を募集します。

松江（テクノアークしまね）			浜田（いわみぶらっと）	
部屋名称	シェアード オフィス	インキューベ ーションルーム	レンタル オフィス	シェアードオフィス
対 象	創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創業） を目指す法人又は個人		事業者等 ・研究開発型企業 ・ソフト産業 ・その他（試験研 究機関、人材育 成機関）	創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創 業）を目指す法人又は個人
物 件	3㎡のデスクタイ プ、6㎡のパー ティションで仕 切ったスペース	17㎡～34㎡の独 立した部屋	46㎡の独立した 部屋	3.3㎡・4.8㎡のパーティションで 仕切ったスペース
入居期間	1年以内（1年以 内の延長可）	3年以内	5年以内	1年以内（2年以内の延長可） ※1年毎の更新には、別途審査を 行います。
保証金・敷金	不 要			
料 金	510円/㎡・月	510円/㎡・月	2,050円/㎡・月	510円/㎡・月
	共益費込み、電気・通信費等は実費			
駐車料金	月額1,020円（1台）、最大4台まで借用可能			無 料
備 考	事業内容、規模、使用人数等から特に必要と認められ れば、創業者等が510円/㎡・月（創業者資格）でレ ンタルオフィスに、事業者等が月額2,050円/㎡・月（事 業者資格）でインキュベーションルームに入居が可能			—

## お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 創業・人材支援グループ

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301

E-mail iwm@joho-shimane.or.jp

首都圏進出を支援します

## しまねビジネスセンター運営事業

## ●対象企業

首都圏での販路開拓、受注拡大または研究開発に取り組む県内企業

## ●事業内容

しまねビジネスセンター（東京）内に貸出ブース（全6ブース）を設け、首都圏進出に取り組む企業のスタート時点の支援を目的に低料金で貸し出します。また、首都圏エリアでの商談や打合せに活用いただける商談室（プレゼンルーム、応接室）の貸出も行っております。

※貸出ブースの長期利用にあたっては首都圏における事業計画等を踏まえ審査を行います。（利用期間1年更新の最長3年）

	利用単位	利用料金	備考
貸出ブース (長期利用)	1ヶ月	1人用 47,000円/月	・FAX付電話、インターネット設備利用可 ・利用審査があります
貸出ブース (短期利用)	1日	1人用 3,000円/日	・長期利用に空室がある時のみ利用可
プレゼンルーム (定員8名)	1時間	300円/時間	・最長4時間まで利用可
応接室 (定員4名)	1時間	200円/時間	・最長4時間まで利用可 ・2室あり

※貸出ブースは6ブース、商談室は3室あります。(プレゼンルーム、応接室2室)

※敷金、保証金は不要。

所在地：東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ゼネラルビル6F  
 (都営浅草線、都営大江戸線「大門駅」から徒歩約5分、JR線、東京モノレール「浜松町駅」から徒歩約5分)  
 TEL：03-3431-3731 FAX：03-3431-3732

※入居状況は変動がございます。

入居状況については、当財団ホームページにてご案内しておりますので、その都度ご確認ください。

※商談室ご利用の際は、重複を避けるため事前予約をお願いします。

## お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ  
 TEL 0852-60-5114  
 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

創業・ベンチャー・経営革新

中小企業の経営力・技術力の革新強化を支援します

## しまねのものづくり高度化支援事業

●目的

厳しい経営環境に対応し、経営管理面の強化や技術力の底上げなどに積極的に取り組む企業に対して、経営力革新、生産革新、人材育成への取組を支援する。

●事業概要

(1) ものづくり産業経営力強化支援事業

しまね産業振興財団が経営課題の抽出、改善策や発展戦略の策定等を支援、また継続的なフォローアップを実施。企業連携（グループ）の促進及び取組をハンズオン支援。

(2) ものづくりアドバイザー派遣事業

技術や生産、販路などに関する基本的課題の分析、助言、改善提案を行う専門家の派遣。複数企業が参集した場に専門家を派遣する集合派遣事業も実施。

(3) IoT技術などを活用した生産技術強化・製品開発支援事業

IoTなどデジタル技術を活用した生産性の向上や新製品・サービスの開発を促進するための取組みや生産管理システムの導入、IoTを活用したモデル事業を支援。

(4) 電気電子・機械関連技術支援事業

AIを活用した新たな技術開発（エネルギー、電気変換・制御技術、ロボット技術、軽量化材料、パワーエレクトロニクス、メカトロニクス等）による製品力強化を図るため、研究会実施や研究開発を支援。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 グローバル競争力強化グループ

TEL 0852-22-5303

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

(公財) しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ

TEL 0852-60-5115

(公財) しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ

TEL 0852-60-5112

E-mail con@joho-shimane.or.jp

「IoT」等活用により、生産性向上・商品開発に取り組む製造業を支援します。

## ものづくり企業における次世代IT技術の活用を支援

「IoT」や「AI」等、最先端IT技術により、生産工程の合理化や新たな製品の開発を図ろうとする県内製造業の取組みを支援します。

### ① 「IoT」等、最先端IT技術関連セミナー

ものづくり企業の「IoT」等の技術導入の概要や事例を紹介。

### ② 生産管理システム化のための現場改善支援

ITを活用し、製造工程の改善や生産性向上を図ろうとする県内中小企業を対象に、専門家等を派遣しその取組みを支援。

### ③ 生産管理システム導入支援

生産性向上を目的とした現場工程の改善を実施した中小企業が、新たに生産管理システムを導入しようとする際の経費の一部を助成。

補助率：1 / 3      上限額：2,000千円

### ④ 「IoT」技術等の導入・実証、製品開発の取組みを支援

「IoT」技術等の活用による、生産性向上及び新たな製品の開発に意欲的な企業の取組みの経費の一部を助成。モデル事業として広く公開することで、県内製造業全般に波及させる。

補助率：1 / 2      上限額：5,000千円

### お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ  
 TEL 0852-60-5115  
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

創業・ベンチャー・経営革新

モノ作り中小企業の研究開発等を支援

## 中小ものづくり高度化法の認定による支援

●対象者

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（サポイン法）に基づく取り組みを行う中小企業者

●事業内容

モノ作り技術を保有する中小企業者が、法律の認定を受け、最終製品を提供する大企業等との密接な連携（摺り合わせ）を行いつつ、「ものづくり基盤技術」の高度化におけた研究開発等を行う場合、これを支援する。

●支援施策の内容

国の特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って、中小企業者が（他の事業者と協力して）研究開発等に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合は、以下の支援施策が活用できる。

- (1) 研究開発に対する助成
- (2) 中小企業信用保険法の特例
- (3) 中小企業投資育成株式会社の特例
- (4) 日本政策金融公庫による低利融資
- (5) 特許料と特許審査料の特例

お問い合わせ

中国経済産業局産業技術連携課

TEL 082-224-5680 FAX 082-224-5645

施策照会：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>

新たな事業活動（経営革新）に取り組む方へ

## 経営革新支援事業

### ●対象者

中小企業者（個人事業主を含む）及び組合 等  
（複数の中小企業者による共同申請も可能です。）

### ●事業概要

新商品の開発や生産、新役務の開発や提供、新たな生産方式や販売方式の導入といった新たな事業活動を行うに当たり、経営の向上に取り組むビジネスプラン「経営革新計画」を作成して、県知事から中小企業等経営強化法に基づく承認を受けると助成金、低利融資、信用保証の特例等、様々な支援施策を利用することができます。

なお、支援施策の利用に当たっては、各支援施策実施機関による審査が別途ありますので、事前に各支援施策実施機関との協議が必要です。

### ●支援施策の内容

1. 政府系金融機関の低利融資
2. 信用保証の特例
3. 県制度融資の特別融資制度（経営革新支援資金）
4. 設備貸与制度の特例
5. 高度化融資制度
6. 中小企業投資育成株式会社からの投資
7. 起業支援ファンドからの投資
8. 特許料等の減免制度
9. 販路開拓コーディネート制度
10. 国際規格認証取得促進助成金
11. 中小企業総合展への出展
12. 株式会社日本政策金融公庫法の特例
13. 貿易保険法の特例
14. 中小企業信用保険法の特例

### ●計画作成の支援について

最寄りの商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団へご相談ください。

### お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室  
TEL 0852-22-5288 FAX 0852-22-5781  
島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課  
TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306  
ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

創業・ベンチャー・経営革新

モノ作り中小企業の連携(グループ)による取引拡大や市場創出を支援します。

## ものづくり企業の連携した取組を支援

●目的

ものづくり企業における、国内市場の縮小やグローバルな競争の影響による大手企業の生産拠点の海外移転や海外調達の加速化が進行する中、地域の企業が連携した取組により、取引拡大または新たな取引開始を目指すことにより、企業の競争力強化を促進し、地域経済への波及効果を図る。

●対象者と業種

- ・ 3社以上の中小製造業により構成される企業グループ
- ・ 製造業

●事業内容

(1) 経営革新計画承認 〈※各種支援施策の優遇措置付与の為に必要〉

- ・ 取引先からの継続的な受注獲得を目指し、地域経済への波及効果の高い事業を踏まえた3年以上の経営革新計画を申請していただき、県知事の承認を受けていただきます。

(2) 各種支援施策の利用

- ・ 承認計画に基づく事業実施にあたり、経営・技術・販路の各種支援施策により支援します。

(助成上限額の増額や制度利用回数の増加による優遇措置)

※各種支援施策の利用については、別途、審査会等を受けていただきます。

経営革新計画の承認について、詳しくは島根県商工労働部中小企業課経営力支援室(0852-22-5288)にお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人 しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ  
TEL 0852-60-5115  
E-mail con@joho-shimane.or.jp

## ● 支援施策と優遇措置

項目	支援施策	事業概要	制度内容（通常）	制度企業優遇 (計画承認グループ用)
共通	①ものづくりアドバイザー派遣事業 (専門家派遣事業)	経営・技術・販路等に関する 専門家を派遣し、各社の課題 解決を支援	1社あたり6回まで派遣	左記、各社枠とは別に、企業グループは、6回派遣
技術	②市場調査支援事業	新分野・新工程に参入するうえで市場調査に要する経費を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 50万円	・助成率 1/2 ・助成上限 200万円
	③革新型研究開発助成事業	企業の基礎的研究開発を含めた中長期的な新製品・新技術開発を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 500万円 ※大学等との共同研究は300万円上乗せ	・助成率 1/2 ・助成上限1,000万円 ※大学等との共同研究は500万円上乗せ
販路	④国際規格等取得促進事業	県内企業が、ISO等の国際規格の認証取得を目指す取組に係る経費を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 100万円	・助成率 1/2 ・助成上限 200万円 ※セクター規格に限る
	⑤戦略的取引先確保推進事業 (専門展示会出展助成)	県内製品・技術の販路拡大のため、首都圏等で開催される専門展示会への出展に係る経費を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 30万円	・助成率 1/2 ・助成上限 90万円

## お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ  
 TEL 0852-60-5115  
 E-mail con@joho-shimane.or.jp



創業・新事業創出

県内で生産された新商品の販路開拓を支援します

## 島根県新商品による新分野開拓事業者認定制度

●事業内容

新商品（物品）の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者を県が認定し、事業分野開拓に係る新商品（物品）を、県が随意契約で購入することを可能とすることで、商品開発と販路開拓を支援します。

●対象者

島根県内に主たる事業所を有し、県内において新商品を生産する方

●主な認定要件

- ①「新商品」が県の機関において用途が見込める「物品」であり、商品化後概ね5年以内の商品であること
- ②「新商品」は、概ね商品化されている商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 総務企画グループ  
TEL 0852-22-6221  
E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

各種の分析や依頼試験等を行います

## 分析・試験

県内の試験研究機関等では、企業からの依頼に基づき、各種の分析や試験を行っています。詳細は各機関へお問い合わせください。

機関名	分析・試験の主な内容
島根県産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定性分析（エックス線回折、電子顕微鏡による元素分析等）</li> <li>○定量分析（水質分析、酒類分析、食品一般分析等）</li> <li>○食品試験（微生物試験、保存試験）</li> <li>○木材試験（材質試験、強度試験、接着剤試験等）</li> <li>○燃料試験（石油類試験、石炭試験）</li> <li>○機械器具等試験（機械器具等精密測定、材料試験等）</li> <li>○金属試験（物理冶金試験、表面処理試験、非破壊試験等）</li> <li>○無機材料試験（原材料試験、製品試験、瓦耐風耐震試験等）</li> </ul>
島根県農業技術センター	○農業に関する分析 土壌分析、農業用水分析、農作物分析、肥料分析
島根県畜産技術センター	○飼料に関する分析 一般成分分析、ミネラル類
島根県中山間地域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木材に関する試験 材質試験、強度試験、実大強度試験、接着強度試験</li> <li>○農業に関する分析 土壌分析</li> </ul>
(公財) 島根県環境保健公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品微生物検査 期限設定のための保存試験、殺菌効果（抗菌）試験、施設の衛生検査、クレーン品（異常、異常品）の原因研究、食中毒菌の検出、カビの同定検査、微生物の菌数測定</li> <li>○食品理化学検査 残留農薬、汚染物質、食品添加物、金属類、乳及び乳製品、成分規格、栄養成分、ミネラル類、油脂類、おもちや、器具容器包装</li> <li>○水道水及び一般飲料水検査 ○クリプトスポリジウム・ジアルジア検査</li> <li>○プール水及び浴用水検査（レジオネラ属菌検査等）</li> <li>○排水及び環境水検査 ○土壌検査（溶出試験・含有量試験等）</li> <li>○産業廃棄物等検査 ○温泉分析</li> <li>○室内空気化学物質濃度測定（シックハウス・シックスクール測定）</li> <li>○アスベスト濃度測定 ○作業環境測定・ばい煙測定・騒音・振動測定</li> <li>○生物調査・河川調査等</li> </ul>

## お問い合わせ

島根県産業技術センター TEL 0852-60-5140

島根県農業技術センター

〔土壌、農業用水、農作物、肥料に関する分析〕

資源環境研究部土壌環境科 TEL 0853-22-6984

島根県畜産技術センター 酪農・環境科

TEL 0853-21-2631

島根県中山間地域研究センター

〔木材に関する試験〕

木材利用科

TEL 0854-76-3825

〔農業に関する分析：土壌分析〕

資源環境科

TEL 0854-76-3814

(公財) 島根県環境保健公社 環境管理課

TEL 0852-24-0207

## 島根大学との共同研究など

**島根大学**

島根大学には法文学部、教育学部、人間科学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部の6学部と、共同利用施設（産学連携部門、総合科学研究支援センター、エスチュアリ研究センター（旧汽水域研究センター）など）があります。

島根大学では、地域の産業界と連携し、地域産業の活性化をめざして下記の取り組みを行っています。お問い合わせは、地域未来協創本部産学連携部門および地域連携・研究協力課までお願いします。お気軽にお尋ね下さい。

1. 科学技術相談  
島根大学の教員が相談に応じます。
2. 共同研究  
民間機関等外部の機関からの研究者（共同研究員）派遣及び研究費負担により、大学の教員と共同研究を行うことができます。
3. 受託研究  
民間機関等外部の機関からの委託を受けて、大学の教員が研究を行い、研究結果を報告します。
4. 受託研究員制度  
民間機関等外部の機関から派遣される技術者・研究者に対し、大学院と同じ程度の研究指導を行います。
5. 共同研究講座及び共同研究部門  
共同研究を行うにあたり、外部からの研究費及び人件費負担により大学内に専任教員を配置した研究拠点を置くことができます。  
この講座には企業名等の名称を含む講座名を付けることができます。

**お問い合わせ**

島根大学地域未来協創本部（松江キャンパス）  
産学連携部門、知的財産創活部門  
TEL 0852-60-2290 FAX 0852-60-2395  
E-mail crcenter@ipc.shimane-u.ac.jp  
ホームページ <http://www.crc.shimane-u.ac.jp/>

地域医学共同研究部門（出雲キャンパス）  
TEL 0853-20-2912 FAX 0853-20-2913  
E-mail cmrc@med.shimane-u.ac.jp  
ホームページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/CMRC/index2.htm>

地域連携・研究協力課 産学連携グループ  
TEL 0852-32-6055 FAX 0852-32-9749  
E-mail rsd-chiiki@office.shimane-u.ac.jp

## 松江高専との共同研究など

**松江工業高等専門学校**

松江工業高等専門学校では、地域の産業界の方々との研究協力を推進していくために、地域共同テクノセンターを設置しております。本センターでは、次のような制度を設けています。ご相談は、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

また、ホームページも開設しておりますのでご覧ください。  
(URL:<http://www.matsue-ct.jp/mctech/>)

## ○技術相談

地域の民間企業等が抱えるいろいろな技術的問題の解決に、本校教員がアドバイスや情報提供を行います。まずは問い合わせ先へご連絡ください。

## ○共同研究制度

民間企業等から研究経費等を受け入れて、本校の教員と民間等からの研究者が共同して研究を行う制度です。

## ○受託研究制度

民間企業等からの委託を受けた研究課題について、本校教員が委託者の負担する経費により公務として研究を行う制度です。その研究成果は委託者に報告されます。

## ○寄附金

学術研究又は教育研究の奨励を目的とする経費として、民間企業等あるいは個人篤志家から受け入れる寄附金です。この寄附金はその主旨に沿って使用され、学術研究や教育の充実・発展に活用されます。寄附していただく際に研究者を指定することが可能です。

## お問い合わせ

(独) 国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校 総務課企画係  
TEL 0852-36-5116 FAX 0852-36-5119  
E-mail [kikaku@matsue-ct.jp](mailto:kikaku@matsue-ct.jp)

## 雇用・人材

県内 IT 企業の魅力発信と技術者育成に

**大学生等のIT技能習得促進事業**

## ●事業の目的

県では、IT産業の振興を図るため、人材育成・確保、技術力強化、販路開拓等の支援を実施しています。このような中、IT関連の人材については不足が見込まれており、IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進します。

## ●事業概要

大学等でIT関連技術を学ぶ現役学生が、技能習得を目的とした比較的長期のインターンシップに参加する場合に技能習得及び宿泊費の一部を支援します。

対 象 者	大学生等 (大学、大学院、高等専門学校、高等専門学校専攻科、専門学校等の在生学生) ※島根県内に事務所を有するIT企業が実施するインターンシップに10日以上参加できる者。		
インターンシップ 受 け 入 れ 先	島根県内に事務所を 有するIT企業	インターンシップ 実施日数	10日以上
支援内容			
技 能 習 得 支 援	技能習得支援金 2,000 円/日×日数* <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> 給付の上限は21日		
宿 泊 費 支 援	宿泊実費の $1/2$ * <sup>1</sup> × 宿泊日数* <sup>2</sup> (注) 自宅からの参加が 困難な者に限る。 ※ <sup>1</sup> 宿泊実費の限度額 4,900円/日 ※ <sup>2</sup> 給付の上限は22日 (インターンシップ参加に必要な前後泊を含む。)		

## お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

県内企業の魅力発信を応援します

**大学生等のインターンシップ促進事業**

## ●事業の目的

インターンシップは、企業等の業態、業種又は業務内容について学生の理解を促すきっかけの一つであり、特に中小企業の魅力を発信するために有益な取り組みです。

このことから、インターンシップへの参加を希望する大学生等と県内企業とのマッチングを強化することにより、県内企業に対する理解を深め県内就業の促進を図ります。

## ●事業概要

県内民間企業が実施するインターンシップへの参加を希望する大学生等のうち、自宅からの参加が困難と認められる者に対して、宿泊費を支援します。

対象者	[しまね学生インターンシップ]に参加する大学生等（大学、大学院、高等専門学校、高等専門学校専攻科、専門学校等の最終学年を除く在学生）	
インターンシップ受入先	島根県内事業所（官公庁を除く）	
インターンシップ実施日数	5日以上	
支援内容	宿泊費支援	宿泊実費 <sup>*1</sup> の $1/2 \times$ 宿泊日数 <sup>*2</sup> ※1 宿泊実費の限度額：4,900円/日 ※2 給付上限：10泊11日（参加に必要な前後泊を含む。）
	交付方法	受け入れ事業所を通じて交付

詳しくは下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ

(公財)ふるさと島根定住財団[ジョブカフェしまねインターンシップサポートデスク]  
 TEL 0852-61-0022  
 E-mail intern@teiju.or.jp  
 ジョブカフェしまねサイト  
 URL:<http://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>  
 定住財団ホームページ  
 URL:<http://www.teiju.or.jp/>

## 雇用・人材

高校生への県内企業魅力発信を応援します

**高校生のインターンシップ促進事業**

## ●事業の目的

インターンシップは、企業等の業態、業種又は業務内容について学生の理解を促すきっかけの一つであり、特に中小企業の魅力を発信するために有益な取り組みです。

このことから、高校生に対し自宅からの通勤が困難な事業所へのインターンシップ参加を促すことで、県内企業への理解を深め、県内就業の促進を図ります。

## ●事業概要

県内民間企業が実施するインターンシップへの参加を希望する高校生のうち、自宅からの参加が困難な者に対して、宿泊費及び旅費を支援します。

対 象 者	インターンシップに参加する高校生	
インターンシップ 受 入 先	島根県内事業所（官公庁を除く）	
インターンシップ 実 施 日 数	1日以上5日以内	
支 援 内 容	旅 費 支 援	自宅の最寄り駅とインターンシップ先所在地間の往復分を支給
	宿 泊 費 支 援	宿泊実費 <sup>*1</sup> の全額を支給 <sup>*2</sup> ※1 宿泊実費の限度額：9,800円/日 ※2 給付上限：5泊6日（参加に必要な前後泊を含む。）
	交 付 方 法	別途お問い合わせください。

## お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 若年者就業支援グループ  
TEL 0852-22-5365 FAX 0852-22-6150  
E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

## 設備投資

I - 15

施設や工場の新設・増設、設備の更新などをお考えの企業の方へ

## 地域未来投資促進法に基づく支援

## ●概要

島根県では、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野（下記「対象業種」参照）に挑戦する取組み（民間企業等による投資）を支援します。

(対象業種)

- ・機械金属関連産業
- ・電気・電子関連産業
- ・食品関連産業
- ・木材・住宅関連産業
- ・繊維・医療関連製造業等
- ・情報関連産業
- ・ヘルスケア関連産業
- ・観光関連産業

## ●主な支援の内容

## 1. 国税・地方税(県税及び市町村税) にかかる課税の特例措置

国 税 (法人税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■機械装置：特別償却40% 又は 税額控除4%</li> <li>■器具備品：特別償却40% 又は 税額控除4%</li> <li>■建 物 等：特別償却20% 又は 税額控除2%</li> </ul>
県 税	<p>P.227ページに詳しく掲載していますのでご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■不動産取得税（土地、建物・附属設備にかかるもの）：免除</li> <li>■固定資産税（構築物にかかるもの）免除（3年間）</li> </ul> <p>※地方税法第740条の規定に基づく大規模な償却資産にかかる固定資産税</p>
市町村税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■固定資産税(土地、建物・附属設備にかかるもの) 免除 又は 不均一課税</li> </ul> <p>※各市町村の条例により異なります。</p>

対象となる設備等：取得価額が1億円（農林水産関連産業は5,000万円）を超える土地及び建物・附属設備

2. 県による補助制度 ⇒詳細はP.81ページをご確認ください。
3. ㈱日本政策金融公庫による低利融資制度 ⇒詳細はP.7ページをご確認ください。
4. 中小企業信用保険の特例 など

## ●支援を受けるには...

▶「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認を受ける必要があります。  
※承認を受けるには、「島根県未来投資促進基本計画」に定める要件を満たす必要があります。

～地域経済牽引事業～

地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、また地域内の取引拡大など地域の事業者には相当の経済的効果を及ぼす事業

▶課税の特例措置を受けるには、事業の着手（発注・契約）の前に、「地域経済牽引事業計画」の県の承認を受け、国に別途手続きを行う必要があります。

詳細は、下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ

島根県商工労働部 商工政策課 政策企画スタッフ  
TEL 0852-22-5595 FAX 0852-22-6039



## 企業誘致・工場建設

県営工業団地へ進出される方へ

## 県営工業団地割賦分譲制度

県営工業団地内の土地を取得される際に、分譲代金を割賦で支払うことができる制度です。

## ●団地ごとの要件

団地名	ソフトビジネス パーク島根	石見臨空 ファクトリーパーク	江津工業団地	江島工業団地
対象業種 (右欄の いずれ かに該 当する 業種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発型企業</li> <li>・ソフト産業</li> <li>・自然科学研究所</li> <li>・人文・社会科学 研究所</li> <li>・人材育成機関</li> <li>・不動産賃貸業</li> <li>・その他知事が認 める業種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・ソフト産業</li> <li>・自然科学研究所</li> <li>・不動産賃貸業</li> <li>・サービス業</li> <li>・その他知事が認 める業種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・ソフト産業</li> <li>・自然科学研究所</li> <li>・運輸業</li> <li>・卸、小売り業</li> <li>・エネルギー供給 業</li> <li>・その他管理者が 認める業種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・ソフト産業</li> <li>・自然科学研究所</li> <li>・運輸業</li> <li>・卸、小売り業</li> <li>・エネルギー供給 業</li> <li>・その他管理者が 認める業種</li> </ul>
面積要件	・1,000㎡以上取得			

## ●支払方法

区分	元金均等払い	元利均等払い	元金据置
一時金	分譲代金の20%以上		
期間	10年以内 (うち据置3年以内) 元金均等半年賦	10年以内 (うち据置3年以内) 元利均等半年賦	据置10年以内  元金一括払い
割賦利率	0.21%		
所有権移転時期	一時金支払い後 (分譲代金完納まで、第1順位の抵当権及び買戻権を設定します。)		

## お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

県営工業団地へ進出される方へ

**県営工業団地土地貸付（リース）制度**

県営工業団地へ進出される場合に、土地をリースできる制度です。

対象団地名	ソフトビジネスパーク島根	石見臨空ファクトリーパーク	江津工業団地	臨海工業団地
面積要件	1000㎡以上使用			なし
対象企業	研究開発型企業、ソフト産業、自然科学研究所、人文・社会科学研究所、人材育成機関、不動産賃貸業、その他知事が認める業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業、その他知事が認める業種	製造業、ソフト産業、運輸業、卸・小売業、エネルギー供給業、自然科学研究所その他管理者が認める業種	製造業、電気・ガス業、運輸業、その他知事が認める業種を含む企業
貸付条件	期間	10年以上20年以下（借地借家法に基づく事業用定期借地）		
	貸付料金（年）	分譲代金×0.71%+固定資産税相当額		
	保証金	なし		
	その他	土地の形状変更や登記等にかかる費用は、借地される企業に負担していただきます。また、貸付期間満了後は、原状回復のうえ、返還していただきます。		

## お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyoriichi@pref.shimane.lg.jp

メディアなど各種媒体を用いて貴店を宣伝します

## しまね故郷料理店認証事業

### ●趣旨

本県では優れた食材となる農林水産物並びに加工品が数多く生産されています。

これらの優れた県産品を活かし、「島根の味」を提供できる飲食店等を「しまね故郷料理店」として認証・PR することにより、県産品の県内流通、いわゆる「地産地消」の促進を図ります。

### ●事業説明

#### (1) 認証の対象

本県内において飲食業を営む許可を得ている店舗（旅館・ホテルを含む）

#### (2) 認証の基準

本県産の地酒や地ビール、地域特産の飲み物などを提供していること

#### (3) 申請区分

##### ①こだわり「しまねの食材」のお店

- 通年使用している本県産農林水産物があること
- 本県産農林水産物について、旬の食材を積極的に提供していること
- その他「地産地消」の取組を行うこと（メニューに食材の産地、生産者表示／等）

##### ②こだわり「郷土料理」のお店

- 本県の伝統的な郷土料理を提供していること
- 本県産農林水産物を使用した、オリジナルの郷土料理を提供していること
- 本県産加工食品を積極的に活用していること

#### (4) 認証後のPR

認証を受けることとなった店舗等には、認証書と認証プレートを交付し、PR 資材を提供します。

県はHP 上などで認証店のPR を行います。

### ●認証店舗数

168店（H30年2月16日現在）

### お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 農林水産品グループ  
TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859  
ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

「地産地消」を啓発・PR いただける事業者の方へ

## 「しまね・ふるさと食の日」実施協力店制度

- 対象者  
地産地消の趣旨に賛同いただき、「地産地消フェア」等を開催していただける量販店、小売店、卸売市場など。
- 制度内容  
毎月第3週の金・土・日曜日を「しまね・ふるさと食の日」と定め、この日を中心とした「地産地消フェア」の開催、地元産品コーナーの設置や県産品であることの表示を強調等していただける事業者・店舗を「しまね・ふるさと食の日」協力店として登録して取組を支援。
- 支援内容
  - ・新聞折り込みチラシ等への知事メッセージの提供
  - ・販売促進資材の貸出及び提供  
のぼり、ハッピー、ポスター等
- 申込  
随時
- 実施協力店  
43社 140店舗（H30年2月16日現在）

### お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 農林水産品グループ  
 TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859  
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

情報発信

具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む量販店の皆様へ

## 「しまね地産地消推進店」認証制度

●趣旨

島根県産品を生産者と共に具体的な目標をもって販売している量販店を推進店として認証・PRすることにより、地産地消の促進を図ります。

●事業説明

(1) 認証の対象

島根県内において営業し、一般消費者を対象に食品を販売する量販店（農林水産物の直売所と認められる店舗は対象なりません）

(2) 認証基準（次の①～⑤の基準を全て満たすこと。）

①組織化した取組の実施

店舗が農業生産者等（会員）と組織化し、地産地消の推進のための目標を掲げ、その達成に取り組んでいること。

②具体的目標の設定

目標は具体的なものとし、自ら積極的に取り組むとともに、それらの目標や活動を消費者へ公表していること。

③常設コーナーの設置

店内に県産品を扱う専用の販売コーナーを常設し、県産品である旨を消費者に分かりやすく表示し販売すること。

④PRの実施

地産地消のためのフェアやイベント等を実施するとともに、自ら積極的に推進店であることのPRに努めること。

⑤その他

「しまね・ふるさと食の日」等の県が取り組む地産地消の推進のための施策に協力できること。

(3) 認証後のPR

認証を受けることとなった店舗等には、認証書とPR資材を交付し、県のHP上などで推進店のPRや、目標に向けての取組を紹介します。

●認証店舗数

43店舗（H30年2月16日現在）

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 農林水産品グループ  
TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859  
ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

島根ならではの特産品を認証します

## しまねふるさと食品認証事業

### ●事業説明

本県では、優れた特産品が多く生産されています。これらの特産品をPRするため、県が一定の品質基準を設け、これに適合する食品を「しまねふるさと食品」として認証しています。現在、認証基準を設けているのは9品目です。

### ●認証について

- (1) 対象品目  
あご野焼、杵つきもち、清酒、板わかめ、あごだし、あごだし粉末、レトルトしじみ、津田かぶぬか漬け、焙りわかめ
- (2) 申請資格  
対象品目の製造業者等
- (3) 認証期間  
認証の日から3年間
- (4) 認証基準  
対象品目毎に認証基準を制定しています。詳しくはホームページをご覧ください。
- (5) 認証マーク  
認証されると認証マーク（Eマーク）を使用することができます。

### お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 加工食品グループ  
 TEL 0852-22-5284 FAX 0852-22-6859  
 ホームページ [http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin\\_ikusei/furusato/](http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin_ikusei/furusato/)

情報発信・販路開拓

一般消費者モニターを活用した商品モニタリングが実施できます

## 消費者モニターを活用したニーズ調査支援事業

広島市及び周辺的一般消費者からなる「ゴックン、しまね。応援隊（しまね商品づくり応援モニター）」（以下、「応援隊」という。）を対象としたアンケート等のマーケティング活動を支援します。消費者ニーズに裏打ちされた新商品の開発や既存商品のブラッシュアップに活用いただけます。

●対象者

- (1) 農林水産物の生産者、加工業者及びその団体
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びその連合会
- (3) その他必要と認められる者

●想定されるマーケティング活動

- (1) アンケート調査
- (2) グループインタビュー（5～7名のグループで対象商品について自由に話し合ってもらい消費者ニーズを探る手法）
- (3) ホームユーステスト（商品を応援隊の自宅で実際に使用してもらい評価を聞く手法）
- (4) 商品テスト（実際に商品を見ながらパッケージ等の外観や価格、味について評価を聞く手法）

●費用負担

各種マーケティング活動を実践する為に必要な経費は、この事業を利用される方の負担になります。必要な経費の額は実施される活動により異なります。

●その他

この事業の活用を希望される場合は、各種マーケティング活動の実施予定の6週間前までに下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 農林水産品グループ  
TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859

販路拡大を目指す事業者を支援します

**しまね食品バイヤーズカタログ・特集ページ**

## 1. しまね食品バイヤーズカタログ

島根県では、全国の小売店、飲食店、卸事業者等との取引促進を図るため、バイヤー向けに活用いただく島根県産品WEBサイト「しまね食品バイヤーズカタログ」を開設しています。(URL : <http://www.shimane-buyers.jp/>)

「しまね食品バイヤーズカタログ」への商品登録は随時承りますが、会員登録がお済みでない方は会員登録が必要となりますので、ご希望の方は上記WEBサイトから手続きをおこなった後、商品登録をお願いします。

## ● 会員登録の申請について

## (1) 対象者

- ・ 島根県内の生産者
- ・ 島根県内に事業拠点がある飲料食品製造事業者  
(委託により加工製造をされた食品及び飲料品を扱う事業者を含む)

## (2) 登録対象商品

島根県産品 (農林水産品・加工品・飲料等)

## (3) 商品登録方法

申請いただいたID・パスワードより商品登録専用サイト上で商品登録が可能となります。

## (4) 案内対象

全国の小売、卸のバイヤー等

## 2. 特集ページ

上記島根県産品WEBサイト「しまね食品バイヤーズカタログ」では、一定のテーマに基づいた特集ページを年複数回掲載し、更なるPR、販売促進につなげていきます。

テーマ	秋冬特集	春夏特集
掲載時期	6月～	1月～
案内	3月～4月末	10月～11月末
原稿締切	5月末	12月末

※ 上記期間については予定です。

## お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 加工食品グループ  
TEL 0852-22-5284 FAX 0852-22-6859



輸出に取り組む企業の組織化

## しまね食品輸出コンソーシアム

- 目的  
輸出に取り組む県内の企業・団体等が結びつき、より効率的で継続可能な民間レベルでの輸出取り組み体制の構築を目指します。
- 対象者  
県内の食品関係企業、JA等の団体
- 事業内容
  - ・セミナーの開催等輸出促進の啓発
  - ・情報の収集・共有
  - ・物産展・商談会等への参加・斡旋など
- 年会費
  - ・一般会員：2万円

お問い合わせ

しまね食品輸出コンソーシアム事務局  
(島根県しまねブランド推進課 貿易促進支援室内)  
TEL 0852-22-5633 FAX 0852-22-6859

## パートナー探し、海外展開、受注販路拡大

I - 25

国（経済産業省）の機関である中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングシステム

**J-GoodTech (ジェグテック)**

## ●事業内容

中小企業基盤整備機構が運営する日本の中小企業と大手企業、海外企業、中小企業同士をつなぐ、BtoB（企業間取引）向けビジネスマッチングシステムです。

## ●対象者

国内外での技術提供や販売提携など広く事業展開を目指す中小企業（製造業、流通業、企業向けサービス業）

## ●支援内容

- (1) ジェグテックサイト内に自社の専用のページを持ち、自社の製品・商品・技術・サービス等を、国内外のジェグテック登録企業に向けて発信できます。
- (2) 大手企業や海外企業、中小企業からのニーズ情報（引き合い情報）を入手し、提案を行なうことで、技術提携、共同開発パートナー、生産委託先等、貴社のご要望に応じて新規取引先を探索することが可能です。
- (3) ジェグテック登録企業向けの商談会等を開催しております。
- (4) 全国の約80名のコーディネーターがマッチングをサポートします。

## ●特記事項

- ・登録制（募集はHP上で随時受け付け）
- ・登録・サービスの利用は、全て無料
- ・登録数

中小企業：約8,000社、大手企業：約400社、海外企業：約4,500社（2018年2月現在）

## お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 経営支援課  
TEL 082-502-6555

ホームページ [http://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/chugoku/sme/jgoodtech/index.html](http://www.smrj.go.jp/regional_hq/chugoku/sme/jgoodtech/index.html)

## 海外展開、受注販路拡大

マッチングサイトや商談会・展示会を通じて、地域資源を活かした商品の販路開拓を支援

# Rin crossing (リンクロッシング)

### ●事業内容

マッチングサイトや商談会・展示会・催事などを通じ、地域資源を活かしたモノづくりに取り組むメーカーの販路開拓を支援する中小企業基盤整備機構のプロジェクトです。

### ●対象者

地域資源を活かしたモノづくりに取り組むメーカー（非食品）

### ●支援内容

メーカーとバイヤーのマッチングサイトへの掲載、展示会や商談会の開催、実店舗やインターネット店舗を通じたテストマーケティングなど。

### ●特記事項

- ・審査登録制（募集は公式HP上で受け付け）
- ・登録及び事業への参加費用は原則無料（ただし、商談会等の参加に係る旅費交通費、運搬費、搬出入費については参加者負担）。
- ・登録メーカー：273社、登録バイヤー：国内803名、海外517名（2018年2月現在）

## お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課  
TEL 03-5470-1609  
ホームページ <https://rincrossing.smrj.go.jp/>

## 仕事と家庭の両立支援企業を応援します

## しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度

従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こっころカンパニー」に認定し、県がPRや低利の制度融資などにより支援する制度です。

## ●認定のメリット

◇認定企業を積極的にPRします。

- …企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。
- ・県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。
- ・広告、商品、求人広告などへの「こっころカンパニー」ロゴ・マークの使用ができます。
- ・優れた取り組みの企業を表彰します。

◇融資制度での優遇

- ・県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。
- ※一般融資より金利が有利（H30. 4月現在）
  - 〔設備資金〕 融資利率：責任共有利率：1.35%、責任共有外利率：1.20%
  - 融資限度額：80,000千円
  - 〔運転資金〕 融資利率：責任共有利率：1.35%、責任共有外利率：1.20%
  - 融資限度額：50,000千円

※使用目的

- トラックを買いたい、倉庫を建てたい、通常の運転資金として、etc.
- ・商工中金の「しまね子育て応援企業サポートローン」が利用できます。

◇入札制度等での優遇

- ・県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の建設工事総合評価方式の評価項目において導入されます。
- ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の物品の調達等において指名競争入札や随意契約の際の指名先や見積先に優先的に含められます。（H29年9月1日より）

## ●認定の基準

こっころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と子育ての両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取り組み状況を審査し認定します。

※詳細は、県ホームページで確認、または、下記にお問い合わせください。

## お問い合わせ

島根県健康福祉部 子ども・子育て支援課

TEL 0852-22-6475・5302

FAX 0852-22-6124

ホームページ

こっころカンパニー

検索



雇用・人材

結婚を望む従業員の出会いを応援します

## しまね縁結びサポート企業登録制度

結婚を望む従業員の出会いや結婚を応援する企業、団体等を「しまね縁結びサポート企業」として登録し、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター等が実施する結婚支援事業の情報を提供することにより、サポート企業で働く未婚の男女の結婚を応援する制度です。

### ●サポート企業のメリット

- ①しまね縁結びサポートセンターが主催する他のサポート企業との交流会に参加できます（参加対象：サポート企業の従業員限定）
- ②自社で交流会を企画される場合、しまね縁結びサポートセンターが参加企業の調整を行う等、開催の支援をします
- ③しまね縁結びサポートセンターのホームページ等で「しまね縁結びサポート企業」として広報・PRします

### ●サポート企業の要件

- ①島根県内に事業所等がある企業、各種団体、行政等  
※内部組織単位でも可（支社、支店、工場、従業員互助会、協議会など）
- ②しまね縁結びサポートセンターから提供する情報を従業員に周知する等の役割を担う「担当者」を設置してください

### ●サポート企業の役割

しまね縁結びサポートセンターが届ける次の情報を、結婚を希望する従業員にお知らせください

- ①しまね縁結びサポートセンターや市町村等が実施する婚活イベント情報
- ②縁結びボランティア「はびこ」に関する情報

### ●サポート企業の登録手続き

しまね縁結びサポートセンターのホームページに掲載している「登録申請書」を提出してください。書類審査後、「登録証」を交付します。

### ●登録企業数

222企業・団体（H30年3月31日現在）

※この事業は島根県（子ども・子育て支援課）が（一社）しまね縁結びサポートセンターに委託して実施しています

### お問い合わせ

（一社）しまね縁結びサポートセンター  
〒690-0887 松江市殿町8-3 タウンプラザしまね2F  
TEL 0852-61-1150 FAX 0852-61-2055  
ホームページ <http://www.shimane-enmusubi.com/>

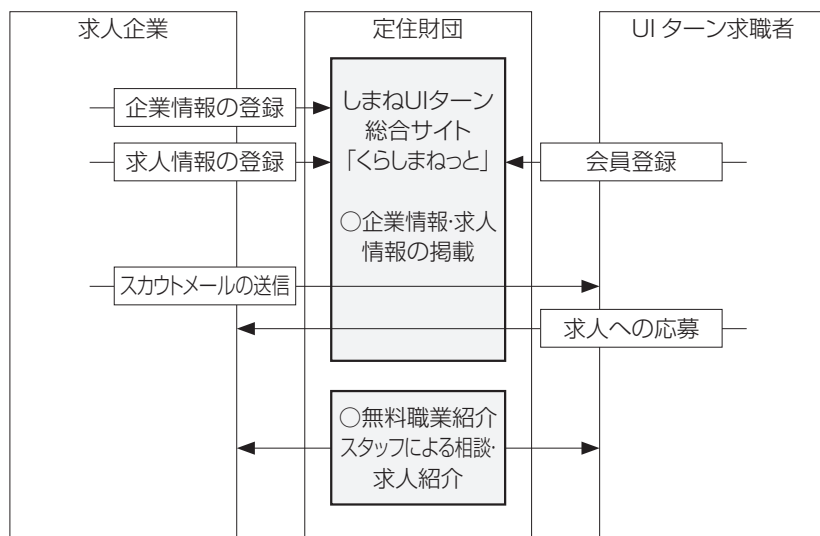
## UIターン希望者採用支援

## UIターン希望者に対する無料職業紹介

UIターン者の採用を希望される事業所とUIターン希望者との仲介役として、「無料職業紹介」を行います。(平成17年3月1日許可・番号32-ム-300001)

無料職業紹介のご利用には、しまねUIターン総合サイト『くらしまねっと』への企業登録が必要です。登録していただくと、スタッフを介しての人材紹介のほか、求人情報の掲載や求職者へのスカウトメールの送信、採用の進捗管理も可能です。

## ●サービスの流れ



くらしまねっと 検索

## お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 UIターン推進課  
 TEL 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692  
 E-mail ueturn@teiju.or.jp  
 (公財) ふるさと島根定住財団 石見事務所  
 TEL 0855-25-1600 FAX 0855-25-1630  
 E-mail iwami@teiju.or.jp  
 定住財団ホームページ <http://www.teiju.or.jp/>

県内企業のニーズに応じた人材育成を行っています

**県立高等技術校**

県立高等技術校では、新たに学校を卒業された方、離職・転職された方などを対象に、専門的な技術の習得や資格を取得するための職業訓練を実施しています。

なお、下記訓練科のほかにも離職者の方を対象に、介護分野など仕事に必要な知識・技能を習得する3カ月から6カ月の短期訓練及び国家資格等取得を目指した民間の専修学校等委託による2年間の長期訓練を実施しています。

## ●訓練科

## 【普通課程】

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	美容科	20名	2年
	自動車工学科	15名	2年
	住環境・土木科	10名	2年
	ものづくり機械加工科	10名	1年
	Webデザイン科	10名	1年
西部高等技術校	OAシステム科	10名	1年

## 【短期課程】

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	建築科	15名	1年
	ハウスアート科	10名	1年
西部高等技術校	建築科	10名	1年
	機械加工・溶接科	10名	1年
	事務ワーク科	20名	6カ月

※事務ワーク科は前期10名、後期10名の定員です。

## 【短期課程】（障がい者訓練科）

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	介護サービス科	10名	1年
西部高等技術校	総合実務科	10名	5カ月

※総合実務科は前期5名、後期5名の定員です。

## お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2733

西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

## 中小企業の福利厚生制度の拡充に

**勤労者共済会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター事業)**

## ●対象者

中小企業の従業員及び事業主

## ●事業内容

中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業の従業員と事業主が共同し、そのスケール・メリットを利用して大企業並みの福利厚生事業を行っています。本県では東西2つの勤労者共済会があり、全県をカバーしています。平成30年3月1日現在、全県で約35,600名の方が会員になっています。

①慶弔給付金制度を完備しています

②健康診断受診料を助成します

③旅行やコンサートチケットを格安でご紹介します

④文化・教養講座を開催します

⑤割引指定店（小売店等）での割引等のサービスをご利用いただけます

## ●会費

会員1人につき、月額1,000円（原則1 / 2以上事業主負担）

## お問い合わせ

出雲・隠岐地域 (一財)島根県東部勤労者共済会(ジョイメイトしまね)

TEL 0852-28-6555

石見地域 (一財)島根県西部勤労者共済会(ジョイメイトいわみ)

TEL 0855-23-5365



退職金制度の形成に

## 中小企業退職金共済制度

●対象者

中小企業事業主

●事業内容

中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度。事業主が雇用する従業員を対象に機構・中退共と退職金共済契約を結びます。

新規加入時と掛金月額増額時にそれぞれ国から助成が受けられます。(一部助成対象外あり)

●助成内容

新規加入時：初めて加入する事業主に対して加入後4か月目から1年間、掛金月額1/2(従業員ごと上限5,000円)を助成

※社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入事業主、解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主は、対象になりません。

掛金月額増額時：18,000円以下の掛金月額を増額する場合、増額分の1/3を増額月から1年間助成

※同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」および掛金月額増額時の「月額変更助成」の対象になりません。

●その他

- ・掛金は全額非課税となります。
- ・パートタイマーの加入もできます。(特例掛金月額あり)
- ・従業員ごとの納付状況や退職金試算額を年一回事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。
- ・掛金は事業主が指定した預金口座から振り替えます。掛金以外の経費がかかりません。
- ・過去の勤務期間の通算(新規加入の企業のみ)や、中退共制度加入企業間を転職した場合などの通算ができます。
- ・解散存続厚生年金基金・特定退職金共済事業を廃止した団体からの移行先の一つです。

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

中退共

検索

産業保健に関する相談・情報提供・研修の開催をしています（無料）

## （独）労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター

### ●相談について

産業医、衛生管理者、産業看護職、事業場内メンタルヘルス推進担当者等産業保健スタッフ、事業主、人事労務担当者等からの産業保健に係る専門的な相談に専門家である産業保健相談員が対応いたします。相談は面談・電話・メール・ファックスにより応じます。また、専門的な支援が必要な場合には、産業保健相談員が事業場を訪問し、産業保健スタッフ等からの相談（実地相談）に対応し、必要な助言を行います。

### ●情報提供について

産業保健に関する図書・ビデオ・DVDをセンター内に常備しています。このうち図書については、貸出が可能です。ただし、ビデオ・DVDについては貸出ができませんので、事務所内での視聴に限ります。また、定期的に情報誌「産業保健21」の配布やメールマガジンの配信も行っています。

### ●下欄の各地域窓口では、労働者50人未満の事業場に対して、登録産業医・登録保健師等からの健康相談・健康指導等の産業保健サービスを提供しています。

### お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター  
〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17  
松江SUNビル7階

TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881

・松江地域窓口（松江地域産業保健センター）〒690-0048 松江市西嫁島2-2-23  
TEL 0852-23-2972 FAX 0852-23-2978

・出雲地域窓口（出雲地域産業保健センター）〒693-0023 出雲市塩冶有原町2-19-3  
TEL 0853-21-1225 FAX 0853-21-1225

・浜田地域窓口（浜田地域産業保健センター）〒697-0021 浜田市松原町277-8  
TEL 0855-22-0967 FAX 0855-23-6192

・益田地域窓口（益田地域産業保健センター）〒699-3676 益田市遠田町1917-2  
TEL 0856-31-0545 FAX 0856-31-0543

●研修会等について

産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者を対象としまして、産業保健に関する専門的・実践的な研修会を開催しています。また、職場における労働者のメンタルヘルス、生活習慣病等の健康管理に関する理解と自主的な取組を促進するため事業者向けセミナー・労働者向けセミナーを実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

●メンタルヘルス対策支援について

中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援を実施しています。また、管理監督者向けメンタルヘルス教育、若年労働者向けメンタルヘルス教育も実施しています。その他、ストレスチェック制度について、具体的なアドバイスを事業場訪問により実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

●事業場における治療と職業生活の両立支援について

平成28年2月に厚生労働者から「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表され、事業場が、がん、脳卒中など治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活の両立ができるようにするため、事業場における取組がまとめられました。

このガイドラインの普及・啓発のため、事業者等を対象とした研修・セミナーを実施しているほか、両立支援制度の導入に関する支援を希望する事業場からの依頼に応じて、両立支援促進員が事業場を訪問して、管理監督者や労働者等に対して、治療と職業生活の両立への理解を促す教育等の支援を実施しています。また、両立支援に関する事業者、人事労務担当者や、がん等の患者（労働者）からの相談に対応しています。さらに、患者（労働者）や事業者からの申し出に応じ、個別の患者（労働者）に係る健康管理について事業場と患者（労働者）との間の仕事と治療の両立に関する調整支援を実施しています。

**お問い合わせ**

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター  
〒690-0003 島根県松江市朝日町477 - 17  
松江SUNビル7階  
TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881  
ホームページ <https://www.shimanes.johas.go.jp/>  
〔「島根産保」で検索して下さい〕

農業分野への参入を支援します

**農業分野への進出支援****1 農業法人等における雇用就農****①研修経費への支援**

農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修（OJT研修）に要する経費の一部を支援します。

**②施設等整備支援**

一定の要件を備え、農業法人等が新たに雇用を行うための施設機械等の整備費を補助します。

**2 企業の農業参入****●農地を利用する****(1) 農地を取得する**

企業が農業に参入し、農地を取得して農業経営を行う場合は、原則として農地法に規定された農地所有適格法人を設立することが必要であり、構成員や事業内容等についての要件を満たす必要があります。

**(2) 農地を借入する**

農地所有適格法人以外の法人も、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事等の要件を満たす場合、農地を借入することができます。

**●農地を利用しない**

農地を利用しない農業経営（例：温室による施設園芸、畜舎を活用した養鶏、農作業の受託等）を行う場合、農業参入にあたって農地法の要件を満たす必要はありません。

**●農業参入に対する支援策****(1) 企業等の農業参入支援事業（市町村を通じた補助事業）****①活動支援**

企業が農業参入する際に行う活動及び参入企業が行う加工・流通・販売等への事業展開を支援します。

[その他支援事業]

事業種目	事業実施主体	補助率	補助上限額
(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 技術習得 (5) 販路開拓 (6) その他	・新たに農業に参入する企業 ・指定障がい福祉サービス事業者等 ・知事特認組織	1 / 2 以内	1,000千円
(1) 商品開発 (2) 高付加価値化 (3) 新たな流通・販売体制の確立・開発 (4) その他	・すでに農業に参入している企業 ・指定障がい福祉サービス事業者等 ・知事特認組織		

②整備支援

新たに農業に参入する企業が経営計画を早期に実現するために必要な機械・施設等の整備を支援します。

事業種目	事業実施主体	補助率	補助上限額
(1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械施設 (3) 加工用機械施設	・新たに農業に参入する企業 ・指定障がい福祉サービス事業者等 ・知事特認組織	1 / 3 以内	10,000千円

一定の採択要件あり。詳しい内容については、問い合わせ先（島根県農林水産部農業経営課、東部・西部農林振興センター、隠岐支庁農林局）までご相談ください。

(2) 農業制度資金による支援

一定の要件を満たす農業参入法人が農業経営を行う際に必要となる機械や施設の設備資金等について、下記の農業制度資金を利用することによりより低利で借入れることができます。

①対象資金

ア 農業近代化資金

イ 農業経営基盤強化資金〈スーパーL資金〉（認定農業者に限る）

②借入限度額

ア 個人 3,600万円 法人 2億円

イ 個人 3億円 法人 10億円

## ③借入金利

ア. 0.30% (平成30年4月18日現在)

イ. 0.20~0.30% (平成30年4月18日現在)

※人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者に対する、農業経営基盤強化資金については、貸付当初5年間の実質無利子化の特例措置があります。

## お問い合わせ

島根県農林水産部 農業経営課

TEL 0852-22-6860

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/>

※このほか、下記の島根県隠岐支庁農林局及び各農林振興センターにおいても相談に応じています。

東部農林振興センター TEL 0852-32-5644

西部農林振興センター TEL 0855-29-5586

隠岐支庁農林局 TEL 08512-2-9633

建設産業の異分野進出の取り組みを支援します

## 建設産業の異分野進出支援

### 1. 建設産業異分野進出調査研究・販路開拓助成金

- 対象者
  - ①中山間地域等に本店を置く事業者で島根県建設工事入札参加資格を有する者
  - ②中山間地域等に本店を置く事業者で島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有する者
- 対象事業  
建設業以外の分野で建設産業の経営基盤強化や雇用創出に資する事業
- 対象経費  
異分野進出のための調査研究または異分野進出事業の販路開拓に要する経費
- 助成率、助成額  
1 / 2 以内、上限1,000千円

### 2. 建設産業異分野進出初期投資補助金

- 対象者
  - ①中山間地域等に本店を置く事業者で島根県建設工事入札参加資格を有する者
  - ②中山間地域等に本店を置く事業者で島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有する者
- 対象事業  
建設業以外の分野で建設産業の経営基盤強化や雇用創出に資する事業
- 対象経費  
異分野進出のための初期投資に要する経費
- 補助率、助成額  
1 / 3 以内、上限4,000千円

お問い合わせ

島根県土木部 土木総務課 建設産業対策室  
TEL 0852-22-6429 FAX 0852-22-5782

建設産業の担い手確保・育成の取り組みを支援します

**建設産業の担い手確保・育成**

## 1. 合同企業説明会開催事業

- 対象者  
  県域の建設産業団体
- 対象事業  
  県域の建設産業団体が県内及び県外で開催する合同企業説明会
- 対象経費  
  講師謝金、旅費、施設借料、機械器具借料、印刷製本費、通信運搬費、広報費など
- 補助率、助成額  
  1／6以内、上限1,500千円

## 2. 若年労働者資格取得講習会開催事業

- 対象者  
  県域の建設産業団体
- 対象事業  
  若年者を対象にした建設工事に関連する資格取得のための講習会
- 対象資格  
  建設工事に関連する資格等で法令や規則等で定められているもの
- 対象経費  
  講師謝金、旅費、施設借料、機械器具借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費など
- 補助率、助成額  
  1／6以内、上限500千円

## 3. 現場見学会等開催事業

- 対象者  
  県内の建設産業団体
- 対象事業  
  児童生徒等を対象にした現場見学会、出前講座、職場体験、インターンシップなど
- 対象経費  
  講師謝金、旅費、施設借料、バス等借上料、印刷製本費、通信運搬費など
- 補助率、助成額  
  1／6以内、上限300千円

## お問い合わせ

島根県土木部 土木総務課 建設産業対策室  
TEL 0852-22-6429 FAX 0852-22-5782



企業誘致・工場建設

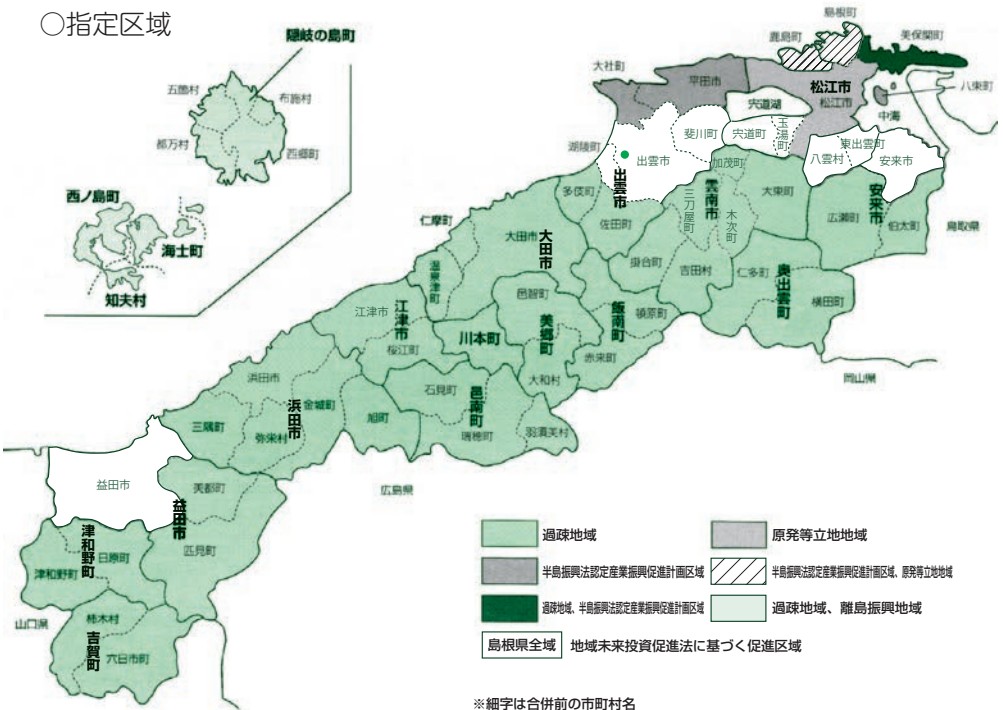
生産設備等の新增設や本社機能の移転・拡充をした場合は県税の課税免除等があります

**県税の課税免除・不均一課税**

生産設備等の新增設

それぞれの法律の指定区域において、製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、事業税又は不動産取得税について課税免除又は不均一課税の適用があります。

○指定区域



本社機能の移転・拡充

地域再生法の地方活力向上地域において、特定業務施設（本社機能）を新設又は増設した場合は、事業税又は不動産取得税について不均一課税の適用があります。（事業税は東京23区から移転した企業が対象となります。）

地方活力向上地域は、島根県地域再生計画において示されています。特定業務施設（本社機能）とは、調査や企画・情報処理・研究開発・国際事業・その他管理部門の事務所、研究所、研修所の業務施設が対象になります。（生産や販売等の部門のために使用される部分は含まれません。）

○適用要件等  
生産設備等の新增設

法律	適用要件					免除の種類	
	終期	青色申告	適用基準額	事業の種類	増加人員	事業税	不動産取得税
離島振興法	H31.3.31	○	500～2,000万円以上	製造業、旅館業 情報サービス業等	—	課税免除	課税免除
半島振興法	H31.3.31	○	500～2,000万円以上	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	—	不均一課税	不均一課税
過疎法	H31.3.31	○	2,700万円超	製造業、旅館業 農林水産物等販売業	—	課税免除	課税免除
原発等立地地域振興法	H31.3.31	—	2,700万円超	製造業 道路貨物運送業 倉庫業、梱包業 卸売業	— 15人超	不均一課税	不均一課税
地域未来投資促進法	基本計画同意の日から5年内(注1)	—	1億円超(注2)	—(注3)	—	—	課税免除

(注1) 該当する基本計画によって期間が異なりますので、適合の可否を事前に確認して下さい。

(注2) 農林漁業及び関連業種に係るものにあつては5,000万円超。不動産並びに構築物の取得費を対象とし、機械設備の取得費は含みません。

(注3) 知事が承認する地域経済牽引事業計画に基づく施設の新増設であつて、主務大臣の確認を受けた事業に限ります。

本社機能の移転・拡充

法律	適用要件					免除の種類	
	終期	青色申告	適用基準額	事業の種類	増加人員	事業税	不動産取得税
地域再生法	H32.3.31(注4)	—	3,800万円以上(注5)	—(注6)	—(注7)	不均一課税	[移転型] 課税免除(注4) [拡充型] 不均一課税

(注4) 適用期間及び免除の種類については9月議会で条例改正予定。

(注5) 建物及びその付属施設、構築物、機械設備の取得費を対象とします。

中小企業の場合、1,900万円以上。

知事が特定業務施設整備計画を認定した日から2年以内に特定業務施設(本社機能)の用に供することが必要です。

また、所得税、法人税における適用基準額とは異なります。

(注6) 事業の種類に制約はありませんが、工場や店舗などの新增設は対象になりません。

(注7) 特定業務施設整備計画の設定にあつて雇用者の増加が要件となっています。

○課税免除額等

	事業税	不動産取得税						
課税免除の場合	<p>製造の事業等の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して、3年以内に終了する各事業年度に係る事業税のうち、次の計算式により得た額に税率を乗じた額が免除されます。</p> $\text{島根県分の事業税の課税標準となるべき所得金額} \times \frac{\text{新增設された設備等に直接従事する従業者数}}{\text{島根県内に有する事務所等の従業者の総数}}$	<p>新增設された工場等又は、新增設された特定業務施設（本社機能）の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税が免除（免除額は利用の実態に応じて算定）されます。</p>						
不均一課税の場合	<p>上記の課税免除の額に、次の割合を乗じた額が軽減されます。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </table>	1年目	2年目	3年目	1/2	1/4	1/8	<p>新增設された工場等又は、新增設された特定業務施設（本社機能）の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税（対象税額は利用の実態に応じて算定）が次の税率で課税されます。</p> <p style="text-align: right;">建物：0.4% 土地：0.3%</p>
1年目	2年目	3年目						
1/2	1/4	1/8						

申請期限等、詳細についてはお問い合わせください。

**お問い合わせ**

島根県東部県民センター課税部

TEL 0852-32-5621（法人課税課）

TEL 0852-32-5623（自動車・諸税課）

TEL 0852-32-5616 0852-32-5618（不動産課税課）

島根県東部県民センター出雲事務所

TEL 0853-30-5507（不動産・自動車課税課）

島根県西部県民センター税務部

TEL 0855-29-5519（法人・軽油課税課）

TEL 0855-29-5521（不動産・自動車課税課）

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展覧会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業